

所 管 事 項 調 査

目次

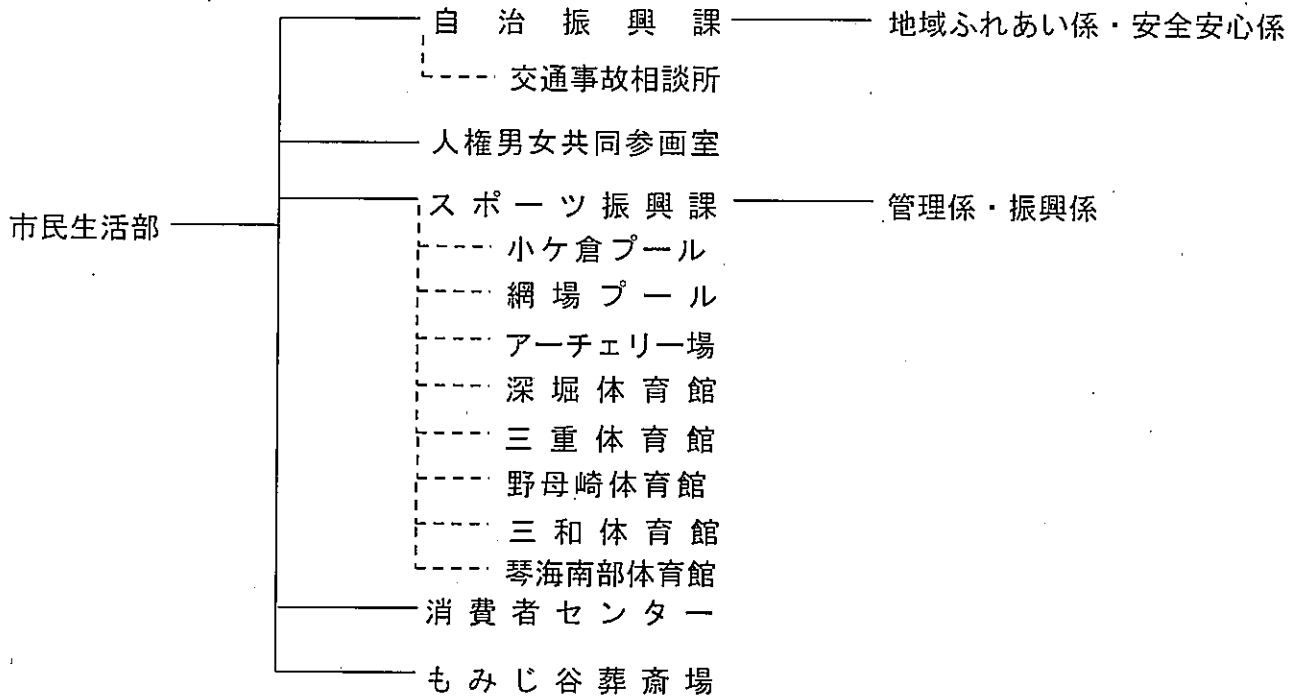
	頁
1 機構	1
2 職名及び正規職員数	1
3 分掌事務	2～3
4 所管事務の現況等	
自治振興課	4～9
人権男女共同参画室	10～12
スポーツ振興課	13～18
消費者センター	19～23
もみじ谷葬斎場	24～25

市 民 生 活 部

平 成 3 0 年 6 月



1 機 構



2 職名及び正規職員数

平成 30 年 6 月 1 日

課名	職名	氏名	職名	氏名
市民生活部長	日向 淳一郎			
自治振興課 (12人)	課長	中野 宏美	地域ふれあい係長 安全安心係長	江副 和彦 高須賀 良昭
人権男女共同参画室 (6人)	室長	福田 健太郎	係長 係長	若杉 ちとせ 室谷 美都
スポーツ振興課 (16人)	課長 (次長兼務) 主幹	谷内 正 松尾 昌彦	管理係長 振興係長 係長	久松 貴臣 塩塚 宣博 井本 洋行
消費者センター (14人)	所長 (次長兼務)	辻田 省平	係長 係長	福田 桂子 梅原 美佳子
もみじ谷葬斎場 (9人)	場長	淀川 泰英	係長	高見 進
交通事故相談所	所長	自治振興課長の兼務		
アーチェリー場	場長	スポーツ振興課長の兼務		
合計	58人			

※ 正規職員数には再任用職員は含まない。

※ 小ヶ倉プール及び網場プールの場長並びに深堀体育館、三重体育館、野母崎体育館、三和体育館及び琴海南部体育館の館長については、各地域センター長の兼務

3 分掌事務

平成30年4月1日

<p>自治振興課</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 部の統括に関すること。 (2) 地域自治活動の推進に関すること。 (3) 未帰還者、引揚者、戦傷病者、戦没者遺族等に係る援護に関すること。 (4) 旧軍人及び旧軍属の恩給等に関すること。 (5) 葬祭費の一部補助に関すること。 (6) 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関すること。 (7) 地縁による団体の認可等に関すること。 (8) 保健環境自治連合会との連絡調整に関すること。 (9) 安全・安心まちづくりの推進に関すること。 (10) 市民相談に関すること。 (11) 庁内案内に関すること。 (12) 暴力追放「いのちを守る」長崎市民会議に関すること。 (13) 行政対象暴力の対策に係る総合調整に関すること。 (14) 公益通報者保護制度に関すること(人事課の所管に係るものを除く。) (15) 違法駐車等の防止に関すること。 (16) 交通安全思想の普及及び啓発に関すること。 (17) 交通事故相談所との連絡調整に関すること。 (18) 交通安全対策会議及び安全・安心まちづくり推進協議会に関すること。 (19) 交通安全に係る関係団体との連絡調整に関すること。 (20) 部内事務の連絡調整に関すること。
<p>交通事故相談所</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 被害者等に係る損害賠償問題、更生問題その他の問題についての総合的な相談指導に関すること。 (2) 被害者等の状況に応じ、各種援護機関へのあつせんに関すること。 (3) 被害者等の援護についての広報に関すること。 (4) 各種援護機関その他の関係機関との連絡調整に関すること。 (5) その他被害者等の相談業務に関すること。
<p>人権男女共同参画室</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 人権及び男女共同参画に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。 (2) 人権及び男女共同参画の意識啓発に関すること。 (3) 人権及び男女共同参画に係る調査研究及び資料の収集に関すること。 (4) 人権擁護委員の候補者の推薦に関すること。 (5) 同和問題の総合調整に関すること。 (6) 婦人保護事業に関すること。 (7) 人権及び男女共同参画に係る関係団体等との連絡調整に関すること。 (8) 男女共同参画推進センターに関すること。 (9) 男女共同参画審議会及び人権教育・啓発審議会に関すること。 (10) 男女共同参画に関する個人の相談に関すること。 (11) 配偶者暴力相談支援センターに関すること。
<p>スポーツ振興課</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 社会体育の総合調整に関すること。 (2) 体育施設の運営指導に関すること。 (3) 体育施設の建設計画に関すること。 (4) 体育施設の設置に関すること。 (5) 体育施設の使用管理に関すること。 (6) 市民総合プール、市民神の島プール及び諏訪体育館に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> (7) 社会体育の普及及び振興に関する事。 (8) 社会体育の指導育成に関する事。 (9) スポーツ推進審議会に関する事。 (10) アーチェリー場との連絡調整に関する事。 (11) 公共施設案内・予約システムに登録している有料の公園施設の利用許可及び使用料の徴収に関する事。 (12) 公共施設案内・予約システムに登録している無料の公園施設の行為許可に関する事。 (13) 公共施設案内・予約システムの利用者登録に関する事（文化振興課の所管に係るものを除く。）。 (14) 公益財団法人長崎市スポーツ協会その他の体育団体との連絡調整に関する事。
小ヶ倉プール 網場プール	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施設の維持管理に関する事。 (2) 水泳プールの利用に関する事。
アーチェリー場	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施設の維持管理及び利用許可に関する事。 (2) アーチェリー場の利用に関する事。
深堀体育館 三重体育館 野母崎体育館 三和体育館 琴海南部体育館	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施設の維持管理に関する事。 (2) 体育館の利用に関する事。
消費者センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消費生活に関する相談及び苦情処理に関する事。 (2) 消費者啓発及び消費者教育に関する事。 (3) 消費生活に関する情報の収集及び提供に関する事。 (4) 金融広報生活設計の奨励に関する事。 (5) 消費者苦情処理委員会に関する事。 (6) 消費者団体その他関係団体との連絡調整に関する事。 (7) 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）による消費生活用製品の販売事業者の立入検査等に関する事。 (8) 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）による家庭用品の販売事業者の立入検査等に関する事。 (9) 計量に関する事。 (10) 戸籍の証明に関する事。 (11) 住民基本台帳に係る諸証明に関する事。 (12) 印鑑登録の証明に関する事。 (13) 市税に係る諸証明に関する事。 (14) 身元証明その他の諸証明に関する事。 (15) 市民サービスコーナー（消費者センター内に設置するものに限る。）との連絡調整及び維持管理に関する事。 (16) 旅券に関する事。
もみじ谷葬斎場	<ul style="list-style-type: none"> (1) 火葬に関する事。 (2) 死胎の埋葬及び火葬の許可に関する事。 (3) 死産届に関する事。

4 所管事務の現況等

自治振興課

1 全体概要

(1) 地域ふれあい係

自治会等の住民組織との連携・支援、災害弔慰金の支給等に関する法律等に基づく被災者援護、戦没者の遺族等に係る援護などの事務を所掌している。

(2) 安全安心係

安全・安心まちづくりの推進、市民相談・交通事故相談、総合案内所における庁内案内、行政対象暴力対策、交通安全対策などの事務を所掌している。

2 住民組織との連携・支援

(1) 自治会の状況（平成30年4月1日現在）

種 別	内 訳 () は前年数
自治会数	983 自治体 (983)
認可地縁団体	180 団体 (180)
連合自治会数	86 連合自治会 (85)
自治会加入率	69.4 % (69.6)

(2) 自治会活動への支援

区 分	事 業 内 容 等
いきいき地域サポーター派遣事業	いろいろな分野で豊かな知識や技術を持たれている方を自治会などに派遣することで自治会活動を支援する。 【平成29年度実績 27件 延べ827人】
ながさき自治振興推進大会の開催	自治会活動の促進を図るため、自治会活動の事例発表や市政への協力に対する感謝状の贈呈を行う。 【平成29年11月11日(土) 市民会館文化ホール 約520人】
自治会集会所建設奨励費補助金	自治会集会所の新築、購入、増築、補修又は水洗便所への改築をする自治会に対し、予算の範囲内で補助対象経費の1/2(1000万円を限度とする。ただし、水洗便所への改築の場合は50万円を限度)を補助する。 ※市長が避難所として指定し、又は指定する見込みの自治会集会所に対しては、補助対象経費の3/4(1500万円を限度とする。ただし、水洗便所への改築の場合は75万円を限度)を補助する。(平成29年度より～) 【平成29年度実績 新築2件、補修20件】
自治会広報ながさき等配布謝礼金	広報紙等の配布に対して謝礼金を支払う。 1世帯につき 648円/年

住民活動に関する保険への加入	市が損害保険会社と保険契約し、活動中の事故を補償する。
自治会広報掲示板設置補助金	自治会の広報活動の一環として、自治会の住民相互の情報の迅速化及び確実化を図るため、自治会が掲示板を設置する場合、補助対象事業費の1/2（5万円を限度）を補助する。 【平成29年度実績 26自治会 32基】
長崎市保健環境自治連合会補助金	長崎市保健環境自治連合会に加入する自治会共通の保健環境の向上及び地域コミュニティ活動の推進のため補助をする。
駐車場料金の補助	自治会用務で市役所に来庁した自治会役員が市営桜町駐車場を利用した場合、駐車場料金の一部（1時間分：270円）を補助する。

(3) 自治会への加入促進の取り組み

区 分	事 業 内 容 等
自治会加入の協力依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅建協会、不動産協会、長崎市保健環境自治連合会との加入促進協定書に基づく入居世帯への加入呼びかけ ・ 新築アパート、マンション等のオーナーへの協力依頼 ・ 企業への協力依頼 ・ 市営住宅入居説明会での加入呼びかけ ・ 大学等入学説明会での加入呼びかけ ・ 新成人への加入チラシ配布 ・ 転入・転居時の市民課等の窓口における加入チラシ配布
自治会加入・参画の啓発	広報ながさき・市ホームページ等における加入啓発・活動紹介
加入促進月間の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市庁舎等への加入促進横断幕・のぼり・看板の設置 ・ 自治会掲示板へのポスター掲示 ・ 希望する自治会へ加入促進グッズの配布
自治会未設立地域への対応	自治会の設立説明会等への支援

3 被災者援護

種類	被害の種類・程度	内訳	金額
災害弔慰金	市内で5世帯以上の住家が滅失した自然災害等	死亡した市民の遺族に支給	生計維持者 500万円 その他の者 250万円
災害障害見舞金		著しい障害を受けた市民に支給	生計維持者 250万円 その他の者 125万円
災害援護資金貸付金	災害救助法の適用を受けた災害により、被災した世帯への貸付け		被害の程度に応じ 150万円～350万円

小 災 害 り災者見舞金	災害弔慰金の支給等に関する法律の適用を受けない火災、風水害等により被災した者又は世帯	弔慰金（死亡） 【平成 29 年度 4 件 6 人】	生計維持者 14 万円 その他の者 7 万円
		全焼（壊） 【平成 29 年度 13 世帯】	1 人世帯 30,000 円 1 人増すごとに 5,000 円
		半焼（壊） 【平成 29 年度 3 世帯】	1 人世帯 20,000 円 1 人増すごとに 5,000 円
		重 傷 【平成 29 年度 1 件】	1 人につき 5,000 円

4 戦没者等の遺族に係る援護

項 目	内 容
第十回特別弔慰金	受付期間：平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 4 月 2 日 【受付件数：5,086 件】

5 安全・安心まちづくりの推進

項 目	内 容
安全・安心まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心まちづくり行動計画による安全で安心なまちづくりの総合的かつ計画的推進 ・青色回転灯防犯パトロール活動への支援 【平成 30 年 4 月 1 日現在 市内 17 団体】 ・長崎犯罪被害者支援センターへの支援 ・長崎県更生保護協会長崎支部への支援 ・安全・安心・交流センターの利用促進 ・地域防犯講座 【平成 29 年度実績 11 回】
長崎市安全・安心まちづくり推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で安心なまちづくりの推進のため、地域安全まちづくり活動等についての調査審議
暴力追放「いのちを守る」長崎市民会議	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力追放「いのちを守る」長崎市民集会 【平成 30 年 4 月 15 日（日）開催】 ・暴力追放啓発書写コンクール 【市内小学 3 年～中学 3 年生対象、平成 29 年度 5,372 人応募】
長崎市防犯協会連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎市内の 7 地区の防犯協会への支援 ・防犯功労表彰 【平成 30 年度 1 団体・7 人】

6 市民相談

(1) 内容等

項目	内容	相談日	担当
市政相談	市政についての相談、要望等	月～金曜日 (祝日休み)	自治振興課相談員
一般相談	民事問題全般	月～金曜日 (祝日休み)	自治振興課相談員
専門相談 (面談による相談)	法律相談	法律問題(交通事故も含む) 月・火・木曜日 午後1時～4時	長崎県弁護士会
	国税相談	所得税、相続税、贈与税等 毎月5日 午後1時～4時	九州北部税理士会長崎支部
	登記相談	土地、建物の登記手続き等 火曜日 午後1時～4時	長崎県司法書士会・ 長崎県土地家屋調査士会
	不動産相談	不動産の売買、賃貸借、あっせん手数料、空き家問題等 金曜日 ※第5金曜日を除く 午後1時～4時	長崎県宅地建物取引業協会
	住宅増改修相談	住宅の増改築・修繕等 第2水曜日 午後1時～4時	長崎市住宅相談連絡協議会
	マンション管理相談	マンション管理運営・分譲、 マンション生活上での相談 第2水曜日 午後1時～4時	長崎県マンション管理士会

(2) 取扱件数

項目	取扱件数		
	27年度	28年度	29年度
市政相談	17	18	7
一般相談	3,901	3,747	3,636
法律相談	658	753	779
国税相談	65	79	77
登記相談	163	157	164
不動産相談	115	145	131
住宅増改修相談	8	11	10
マンション管理相談	18	16	14
合計	4,945	4,926	4,818

7 交通事故相談

(1) 内容等

内 容	相 談 日	担 当
交通事故全般	月～金曜日（祝日休み）	交通事故相談員
法 律 問 題	月・火・木曜日 午後1時～4時	長崎県弁護士会

(2) 取扱件数

内 容	取 扱 件 数		
	27 年度	28 年度	29 年度
交通事故全般	93	94	55
法 律 問 題	16	25	7
合 計	109	119	62

8 庁内案内業務

市役所本館 1 階総合案内所における来庁した市民への案内

来庁者への案内件数	27 年度	28 年度	29 年度
	91,377	94,458	83,674

9 行政対象暴力対策

項 目	内 容
行政対象暴力に関する情報の収集と共有化及び市民への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・警察その他の関係機関との連携、協力関係の強化 ・庁内における行政対象暴力に係る情報の収集と共有化 ・庁内の巡回による、不審な物や人物の有無や市民の手の届く場所に凶器になり得る物がないか等の確認、指導 ・平成 29 年度における庁内での対応実績 行政対象暴力 10 件（うち 1 件が逮捕案件） 不当要求行為 8 件 情報提供等 18 件 計 36 件
職員の危機管理意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・行政対象暴力への対応（ロールプレイによる実践等）研修【平成 29 年度実績 5 回】 ・受傷事故防止（さすまた等を使用した護身術の会得等）のための研修【平成 29 年度実績 2 回】

10 交通安全対策

項 目	内 容
交通安全思想の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の幼稚園・保育所での交通安全教室の実施 【平成 29 年度実績 141 園、418 回、21,336 人受講】 ・交通安全協力者の表彰 ・交通指導員による立哨・交通ルールの指導 【平成 30 年 4 月 1 日現在 82 人】 ・交通安全講座 【平成 29 年度実績 6 回】 ・小学校育友会及び長崎市交通安全母の会の交通安全活動への支援 ・長崎市交通安全協会連合会への支援

人権男女共同参画室

1 全体概要

一人ひとりが互いを認め合い、人が人を大切にする「希望あふれる人間都市」の実現を目指して策定した「第2次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」（平成25年度～平成32年度）に基づき、人権啓発に関する施策を推進する。

また、長崎市男女共同参画推進条例の基本理念を踏まえて、「一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現」を目指して策定した「第2次長崎市男女共同参画計画」（平成23年度～平成32年度）に基づき、男女共同参画に関する施策を推進する。

2 計画の推進体制

(1) 施策の取組み

市民、事業者、関係団体、市（行政）が互いに連携しながら計画を推進しており、人権男女共同参画室と関係所管課が中心的役割を果たしながら、人権啓発及び男女共同参画について、進捗管理を行いながら取り組んでいる。

(2) 長崎市人権教育・啓発審議会

長崎市人権教育・啓発に関する基本計画に基づく施策を推進するため、重要事項について調査審議する。 委員 14 人（女性 9 人、男性 5 人）

(3) 長崎市男女共同参画審議会

男女共同参画の円滑な推進を図るため、基本計画に関する事項や苦情の処理に関する事項などについて調査審議する。 委員 13 人（女性 6 人、男性 7 人）

(4) DV（※）被害者支援連絡会議の設置

庁内の関係所管課で構成されるDV被害者支援連絡会議を設置し、DVの防止、被害者の自立及び支援の充実を図っている。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）… 配偶者間、住居を共にする交際相手間の暴力

3 人権男女共同参画室の業務

(1) 人権啓発

講演会等開催	・年1回人権問題をテーマに講演会を開催 【平成30年度】平成30年8月20日（月）開催予定 ・年2回様々な人権に関する中小規模講座を実施
啓発資料発行 情報発信	・啓発資料『人権問題特集号』を年1回発行 【平成30年度】広報紙折込み等で約16万4,300部配布予定 ・啓発用リーフレットを年1回作成 【平成30年度】約5,000部配布予定 ・ホームページによる情報発信

人権擁護委員の推薦等	<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員法に基づき、適任と認める候補者を議会の意見を聞き法務大臣に推薦する。【平成30年6月1日現在委員数 23人】 ・人権擁護委員等と共に行う「人権の花運動」において、長崎市の役割として花の種などを対象の学校に配付する。 【平成30年度実施予定校、小学校15校】 南、香焼、鶴南特別支援学校、川平、高尾、小島、朝日、小楯、飽浦、西浦上、滑石、大園、北陽、伊良林、諏訪
------------	--

(2) 男女共同参画啓発

啓発資料発行 情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発資料『男女共同参画推進特集号』を年1回発行 【平成30年度】広報紙折込み等で約16万4,300部配付予定 ・ホームページによる情報発信
アマランスフェスタ の開催	講演会や各種講座、男女イキイキ企業の表彰など 【平成30年度】9月29日(土)、30日(日)に開催予定
女性登用の促進	審議会等委員への女性の登用を促進するため、委員の改選時期には人材情報等を提供するなど、登用率向上への働きかけを行う。 【平成30年4月1日現在 登用率23.9%】
女性活躍の推進	・関係機関との情報共有及び情報発信
女性団体活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ながさき女性・団体ネットワーク事業 女性問題を視点とした学習会、ネットワークだよりの発行 【平成30年5月20日現在 12団体、5個人】

(3) 相談事業の内容及び件数

区分	内容	相談件数		
		27年度	28年度	29年度
一般相談	女性相談員による電話・面接相談 毎日(年末年始を除く) 10:00~12:00、13:00~16:00 水曜夜間電話相談(祝日を除く) 18:00~20:00	1,181	1,082	981
法律相談	弁護士による法律相談 毎週金曜日(祝日を除く)13:00~16:00	193	196	160
心の健康 相談	臨床心理士による心の健康相談 木曜日(月2回)13:00~16:00	40	36	22
合計		1,414	1,314	1,163

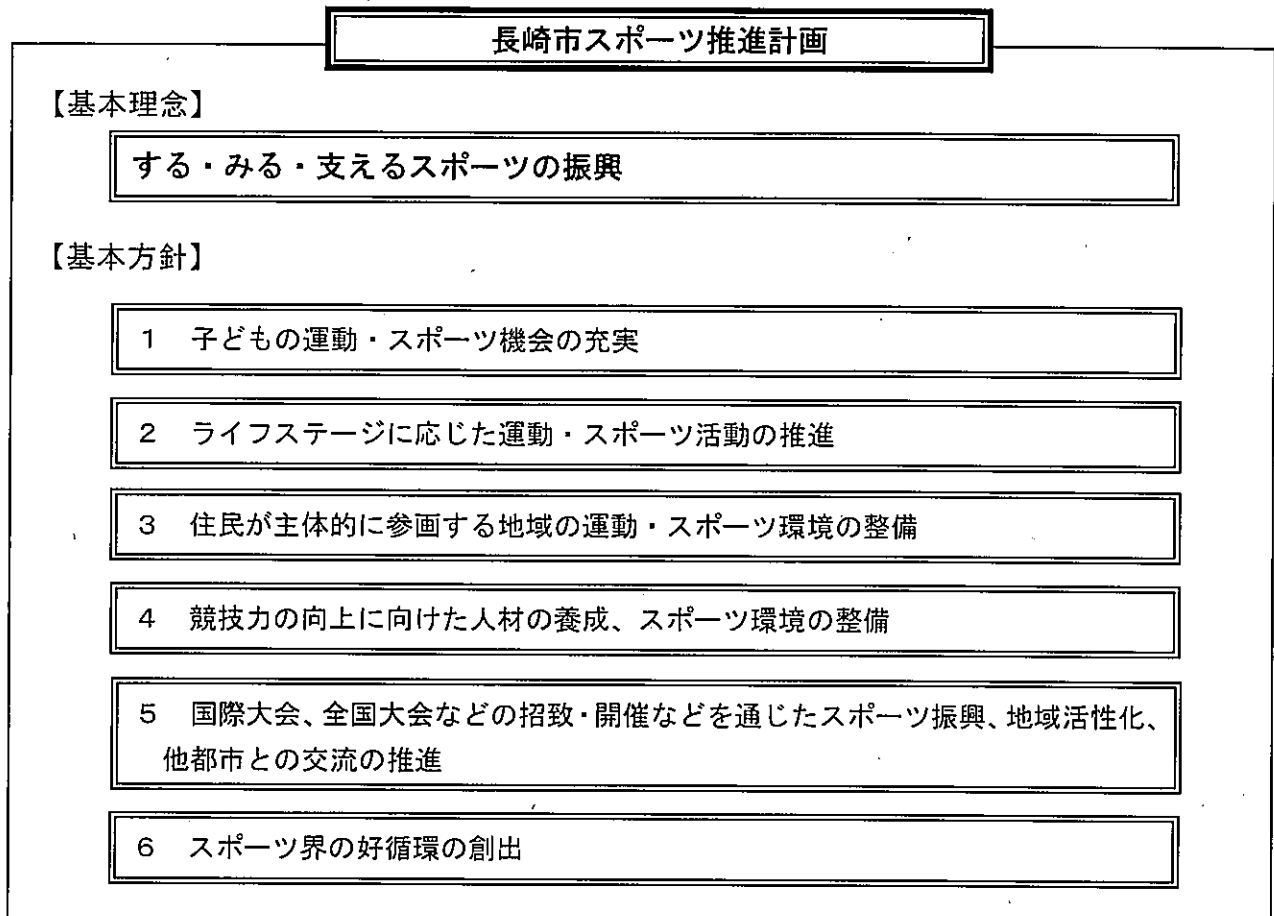
【参考】人権男女共同参画室が所管する施設

施設名	施設の概要	指定管理者	主な事業
長崎市民会館 (長崎市男女共同参画推進センター)	【所在地】長崎市魚の町5番1号 (長崎市民会館1階) 【開設】平成4年10月1日 【開館時間】8時45分～21時 【休館日】12月29日～1月3日 その他管理上必要がある日 【施設】会議室：4室、 研修室：2室、和室、 幼児室、授乳室	株式会社NBCソシア 期間：平成28年4月1日 ～平成33年3月31日 (5年間)	・啓発事業 ・情報提供事業 ・交流促進事業 ・相談事業 ※一般相談、法律相談、 心の健康相談の 実施に関することは 除く。

ス ポ ー ツ 振 興 課

全体概要

スポーツ振興課は、平成26年に開催された長崎国体の成果を東京オリンピック・パラリンピックへつなげ、長崎市スポーツ推進計画（計画期間 平成27年5月～平成33年3月）に基づき、すべての長崎市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出することを目指すため、以下の基本理念に基づき、基本方針を設定し、事業を実施している。



1 「する」スポーツの振興

(1) スポーツをする機会の提供（スポーツ大会の開催）

ア レクリエーション・スポーツ教室

日 程 平成30年5月12日（土）

会 場 市営陸上競技場

イ 市民体育・レクリエーション祭

日 程 平成30年10月3日（水）～10月28日（日）

総合開会式 10月8日（月・祝）

会 場 総合運動公園かきどまり陸上競技場ほか

- ウ 長崎ベイサイドマラソン&ウオーク
 日 程 平成30年11月17日（土）、18日（日）
 会 場 長崎港周辺（スタート・ゴール：長崎水辺の森公園）
- エ 長崎新春駅伝
 日 程 平成31年1月6日（日）
 会 場 総合運動公園内

（参考）大会参加者数推移

年度	H27	H28	H29	H30
スポーツ大会				
レクリエーション・スポーツ教室	雨天中止	570人	418人	469人
市民体育・レクリエーション祭	7,588人	8,348人	7,670人	8,500人 （目標）
長崎ベイサイドマラソン&ウオーク	5,850人	5,329人	5,395人	6,000人 （目標）
長崎新春駅伝	1,236人	1,368人	1,290人	1,500人 （目標）

（2）スポーツをする場所の提供

ア 体育施設の貸出

【参考資料】「スポーツ振興課所管施設一覧表」（17～18頁参照）

イ 長崎市公共施設案内・予約システムの提供

- ・対象施設 … 61施設
- ・システム登録者数 … 16,607人（平成30年3月末現在）

ウ 学校体育施設の開放（平成29年度開放実績）

- ・体育館開放 …（夜間）小学校69校、中学校35校
 （昼間）小学校69校、中学校35校
- ・武道場開放 …（夜間）中学校21校
 （昼間）中学校21校
- ・運動場開放 …（夜間）小学校4校、中学校12校、商業高校
 （昼間）中学校34校、商業高校
- ・プール開放 …（夏休み期間中）小学校44校

利用実績
 平成29年度
 489,615人
 平成28年度
 551,070人

2 「みる」スポーツの振興

(1) プロスポーツ大会の誘致等

- ア 東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ誘致
- イ ラグビーワールドカップ2019のキャンプ誘致
- ウ V・ファーレン長崎ホームゲームへの親子招待
- エ プロスポーツ大会の開催誘致・協力

【平成29年度実績】

区 分	実 施 日	人 数
V・ファーレン長崎ホームゲームへの親子招待	平成29年8月11日 8月27日 9月10日	1,550人
第41回長崎招待ラグビー (筑波大学 VS 長崎ドリームチーム)	平成29年4月15日 ～16日	3,000人
ラグビートップリーグ (コカ・コーラレッドスパークス VS 東芝ブレイブルーパス)	平成29年10月7日	1,545人
プロ野球オープン戦 (埼玉西武ライオンズ VS 広島東洋カープ)	平成30年3月4日	10,898人

3 「支える」スポーツの振興

(1) 競技力の向上

- ア 競技力向上対策の補助（平成30年度当初予算 5,404千円）

国体に向けた選手・監督の強化を図るため、一般及び高校生を対象に公益財団法人長崎市スポーツ協会加盟の各競技団体が実施する強化練習及び講習会等の事業に対し、補助金を交付する。

【平成29年度実績】 国体種目競技力向上対策費 32競技 スポーツ普及指導費 43競技

- イ ジュニアスポーツ競技力向上対策の補助（平成30年度当初予算 15,809千円）

2020年東京オリンピック・パラリンピックを目標として、国体、全国高総体、中総体等の全国大会で優秀な成績を収めるため、小・中・高校生を対象に、公益財団法人長崎市スポーツ協会加盟の各競技団体が実施する強化合宿及び遠征試合等の事業に対し、補助金を交付する。

【平成29年度実績】 28競技 参加人数 20,948人

- ウ 社会体育選手派遣の補助（平成30年度当初予算 25,391千円）

国際、全国、九州、県大会に出場する個人または団体に対し、大会参加に係る負担軽減を図るため、補助金を交付する。

【平成29年度実績】 386件 3,094人

(2) スポーツ関連組織との連携・支援

- ア 長崎市スポーツ推進審議会（委員 15人）
- イ 公益財団法人長崎市スポーツ協会（加盟団体 47団体）
- ウ 長崎市スポーツ推進委員協議会（スポーツ推進委員 116人）（平成30年3月末現在）
- エ 長崎市スポーツ少年団（登録団 95団、団員 1,676人）（平成30年3月末現在）

4 その他

(1) (仮称)長崎平和マラソンの開催に向けた準備

被爆75周年を迎える平成32年に平和をテーマとしたフルマラソン大会を実施するため、平成30年度は大会運営に係る実行委員会を設立し、基本計画の策定や関係機関等との調整を行う。

全体スケジュール（予定）

時 期	内 容
平成30年7月	実行委員会設立総会、第1回総会の開催
平成30年8月～	基本計画・実施計画の策定
平成31年9月～	各業務の詳細計画、運営マニュアルの作成
平成32年11月29日（日）	(仮称)長崎平和マラソン開催

【参考資料】スポーツ振興課所管施設一覧表

施設名	施設概要	平成29年度 利用者数 (平成28年度)
総合プール	1 所在地 長崎市松山町2番2号 2 敷地面積 14,600㎡ 3 完成年月日 平成8年9月24日 4 施設 屋内プール 50m×21m 8コース、25m×16m 7コース 幼児・児童用プール 屋外プール 流水プール、幼児・児童用プール、着水プール スライダー 全長101m、高低差15m、所要時間17秒 全長88m、高低差12m、所要時間16秒	175,222人 (186,531人)
長崎市民 神の島プー ル	1 所在地 長崎市神ノ島町3丁目526番地33 2 敷地面積 5,500.36㎡ 3 完成年月日 平成29年10月31日 4 施設 25m×11m 7コース(温水)、浴室、休憩室、和室	20,075人 ※1月6日 ～3月31日 (-人)
小ヶ倉プール	1 所在地 長崎市小ヶ倉町2丁目350番地 2 敷地面積 1,117㎡ 3 完成年月日 昭和43年8月3日(平成2年から長崎市で管理) 4 施設 25m×15m 7コース、幼児用プール	3,929人 (3,753人)
網場プール	1 所在地 長崎市界2丁目1番3号 2 敷地面積 3,804.30㎡ 3 完成年月日 平成10年3月31日(平成10年5月長崎県から移管) 4 施設 25m×20m 9コース、幼児用プール	4,784人 (5,054人)
アーチェリー場	1 所在地 長崎市白鳥町8番23号 2 敷地面積 1,917.08㎡ 3 完成年月日 昭和48年10月23日 4 施設 10的のオールラウンドタイプ(90m、70m、60m、50m、30mの全規定距離)	3,102人 (4,385人)
諏訪体育館	1 所在地 長崎市上西山町19番15号 2 敷地面積 2,020.30㎡ 3 延床面積 1,358.09㎡ 4 構造 鉄骨造2階建(柔剣道場棟)、鉄骨造瓦葺(弓道場) 鉄筋コンクリート造2階建(相撲場棟) 5 完成年月日 昭和40年3月31日(平成9年3月14日増改築) 6 施設 柔道場、剣道場、相撲場、ボクシング場、弓道場、 更衣室、シャワー室	49,105人 (45,296人)
深堀体育館	1 所在地 長崎市深堀町5丁目712番地 2 敷地面積 1,656.57㎡ 3 延床面積 948.40㎡ 4 構造 鉄筋コンクリート造3階建 5 完成年月日 平成13年8月(平成5年4月1日から長崎市で管理) 6 施設 体育館(バレーボール1面、バドミントン3面)、更衣室、シャワー室	16,248人 (10,546人)

施設名	施設概要	平成29年度 利用者数 (平成28年度)
三重体育館	1 所在地 長崎市三京町708番地1 2 敷地面積 975.47㎡ 3 延床面積 684.40㎡ 4 構造 鉄骨造2階建 5 完成年月日 平成19年9月1日 6 施設 体育館（バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン3面、卓球台6台）	21,352人 (19,364人)
高島体育館	1 所在地 長崎市高島町2709番地5 2 敷地面積 1,350㎡ 3 延床面積 1,192㎡ 4 構造 鉄筋コンクリート造平屋建 5 完成年月日 昭和44年4月（平成7年4月学校体育施設から転用） ※平成30年3月31日 廃止 6 施設 体育館（バレーボール2面、バドミントン4面）	2,234人 (2,218人)
野母崎体育館	1 所在地 長崎市野母町858番地 2 敷地面積 5,459㎡ 3 延床面積 2,544.357㎡ 4 構造 鉄筋コンクリート造2階建 5 完成年月日 平成6年12月12日 6 施設 体育館（バスケットボール2面、バレーボール3面、バドミントン3面） トレーニング室、健康体力相談室、ミーティング室	16,423人 (16,287人)
三和体育館	1 所在地 長崎市布巻町88番地7 2 敷地面積 2,823㎡ 3 延床面積 2,104.94㎡ 4 構造 鉄筋コンクリート造2階建（大屋根部鉄骨造） 5 完成年月日 昭和58年3月20日 6 施設 体育館（バスケットボール2面、バレーボール3面、バドミントン6面） 卓球2台（2階）	56,977人 (60,597人)
琴海南部 体育館	1 所在地 長崎市琴海村松町703番地14 2 敷地面積 1,908㎡ 3 延床面積 1,249㎡ 4 構造 鉄筋コンクリート造2階建 5 完成年月日 平成7年3月28日 6 施設 体育館（バスケットボール2面、バレーボール2面、バドミントン6面） ステージ、放送室、会議室、シャワー室	49,711人 (50,814人)

消費者センター

1 全体概要

消費者センターは、平成 10 年 9 月 19 日に「メルカつきまち」に設置され、消費者相談・啓発、計量検査・啓発、市民サービスコーナー（パスポートコーナーを含む）の業務を行っている。

■ 開業時間

消費者相談・啓発 計量検査・啓発	火曜日～金曜日 10 時～19 時 土曜日・日曜日・祝日 10 時～18 時 (消費者相談は 10 時～17 時) 休業日 月曜日 (ただし祝日の場合は、翌平日が休業)
市民サービスコーナー	<u>住民票の写し・戸籍等の証明書の交付</u> 月曜日 9 時～17 時 火曜日～金曜日 9 時～19 時 土曜日・日曜日・祝日 10 時～18 時 <u>パスポート窓口</u> 月曜日～金曜日 9 時～17 時 (申請・交付) 土曜日・日曜日・祝日 10 時～18 時 (交付のみ)

※年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) は閉館

2 消費者相談・啓発

(1) 消費者被害の救済及び拡大・未然防止策の推進

ア 消費生活相談の処理対応

多様化・専門化する消費生活相談に的確・迅速に対応するため、公的資格を有する消費生活相談員が苦情等のあつせんや助言などを行い、適宜、国・県をはじめ長崎県弁護士会等との連携を図り、消費者被害の救済に努めている。

■ 消費生活の相談実績 (平成 27～29 年度)

(単位: 件)

	27 年度	28 年度	29 年度
相談件数	3,720	3,320	3,690

◆ 救済率 (平成 29 年度) 94.6%

※ 救済率とは、あつせんや助言等により救済できた割合をいう。

※平成 29 年度については、平成 30 年 5 月 11 日時点の速報値。

■ 相談当事者の年代別構成（平成 29 年度）

年代	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	企業団体	合計
件数(件)	83	259	329	462	590	832	917	139	79	3,690
構成比(%)	2.2	7.0	8.9	12.5	16.0	22.6	24.9	3.8	2.1	100

※平成 30 年 5 月 11 日時点の速報値。

■ 商品・役務別順位（平成 29 年度）

（独）国民生活センターの分類に準拠（商品一般を除く）

順位	商品・役務名	件数	順位	商品・役務名	件数
1	デジタルコンテンツ(サイト料金などの不当請求等)	779	6	テレビ放送サービス	90
2	架空請求ハガキ	451	7	工事・建築	88
3	フリーローン・サラ金	137	8	健康食品	82
4	インターネット接続回線	122	9	他の行政サービス	72
5	不動産貸借	117	10	携帯電話サービス	66

※平成 30 年 5 月 11 日時点の速報値。

イ 不当な取引行為への厳正な対応

平成 18 年 10 月に長崎市消費生活条例を全面施行。事業者が消費者との間で行う取引について、7つの「不当な取引行為」を定め、悪質事業者については指導・勧告・公表制度を活用し、厳正に対処している。

（平成 28 年度までに指導・勧告に至った事案：6 件）平成 29 年度は無し。

ウ 消費者被害防止ネットワークなどによる情報配信

悪質商法等の早期警戒のため、民生委員や福祉関係団体などから構成される消費者被害防止ネットワーク「長崎市消費者を守るネット（220 団体）」（平成 29 年度末）、長崎市メールマガジン（登録者数：平成 30 年 3 月 31 日現在 939 名）、報道機関等に情報配信している。

エ 消費者安全法に基づく消費者事故等の通知

平成 21 年 9 月 1 日に消費者庁が設置されたことに伴い、消費者安全法が制定され、消費者事故等の国への報告が義務づけられた。製品や食品等に係る消費者事故等が発生した場合の庁内連携体制を構築し、対応している。

(2) 消費者啓発の主な展開

ア 出前講座の実施

消費生活知識や悪質商法の手口・対処方法などをお知らせしている。

イ 暮らしの講座の実施

消費生活に関する知識や消費者問題を知らせるための講座を実施している。

■ 講座開催実績（平成 27～29 年度）

年 度	27 年度		28 年度		29 年度	
出前講座	6,591 人	92 回	5,149 人	94 回	4,450 人	88 回
暮らしの講座	714 人	7 回	476 人	7 回	313 人	5 回

ウ 消費生活情報の発信

ホームページ、広報紙などによる消費生活情報を発信している。

エ 消費者団体への活動支援

消費者問題の解決や地域の生活の向上のため、消費者への啓発や消費者問題に関する活動を行う団体(生活学校)を支援している。

オ 啓発用掲示板設置

高齢者やその周囲で見守りを行う方々への消費者トラブル情報周知のため市役所や病院（全 25 箇所）に掲示板を設置し、最新の注意喚起情報を提供している。

3 計量検査・啓発

計量法第 10 条第 2 項により定められた特定市として、計量器の定期検査及び計量に関する取締り・指導業務等を行っている。

(1) 定期検査

商店・病院等において、取引又は証明に使用される計量器の定期検査を 2 年に 1 回実施している。市域を東南部と西北部（旧 7 町を含む）に 2 分割し、交互に検査している。

■ 定期検査実績（平成 29 年度：西北部）

検査戸数	検査器数	不合格器数	不合格器数率
933 戸	2,474 器	16 器	0.6%

※不合格の計量器については、買替え・修理及び廃棄などにより対応済。

(2) 立入検査

特定計量器の有効期限等を確認するため立入検査を実施するとともに、中元期及び歳末期にスーパー等において、商品量目（内容量）についての立入検査を実施している。

■ 立入検査実績（平成 29 年度）

特定計量器	検査戸数	検査器数	不合格器数	不合格器数率
立入検査	24 戸	6,190 器	39 器	0.6%
商品量目	検査戸数	検査個数	不適正個数	不適正個数率
立入検査	30 戸	1,526 個	70 件	4.6%

※不合格及び不適正があった事業所については文書指導を行っている。また、その後の改善の措置がとられていることをすべて確認済。

(3) 計量の啓発

ア 計量記念日（11月1日）イベントの実施

計量記念日ポスターを市内の公立小・中学校・高校、スーパー等に掲示を依頼するとともに、11月の計量強調月間には家庭用はかりの無料点検を実施している。また、（一社）長崎県計量協会、長崎県計量検定所と共催して長崎ペンギン水族館で計量記念日イベントを行っている。

イ 夏休みこども計量教室の実施

小学生とその保護者を対象に、計量について楽しみながら学んでもらうことを目的とした夏休みこども計量教室を実施している。

4 市民サービスコーナー

市内中心部の繁華街に近いサービスコーナーとして、多くの市民が利用している。利用者のニーズに応えるため、時間延長及び土曜日・日曜日・祝日でも窓口業務を行っている。

- (1) 業務内容 住民票、戸籍、印鑑登録に関する証明書の交付
納税証明を除く税務関係の証明書の交付

(2) 取扱実績

■ 最近3年間の発行件数の推移 (単位：件)

年 度	27 年度	28 年度	29 年度
件 数	58,659	59,409	58,313

5 パスポートコーナー

長崎県からの権限移譲に伴い、平成 21 年 7 月 1 日から長崎市民を対象としたパスポート発給申請受付及び交付を行っている。(長崎市民は原則として、長崎県パスポートセンターでは申請できない。)

■ 年間取扱件数

(単位：件)

年度	27 年度	28 年度	29 年度
申請件数	9,254	10,675	10,443
交付件数	9,059	10,484	10,331

※新規・切替・変更・増補等の合計件数

もみじ谷葬斎場

1 全体概要

もみじ谷葬斎場は、長崎市唯一の火葬場として、遺体、死産児等の火葬に関する業務等を行っている。

2 施設の概要

名 称	もみじ谷葬斎場
所 在 地	長崎市淵町 26 番 6 号
開 設	大正 10 年 4 月 (市営火葬場) 昭和 52 年 1 月～昭和 53 年 12 月全面建替 昭和 56 年 4 月「長崎市もみじ谷葬斎場」と改称 平成 18 年度 施設の一部改修
土地面積	4,163.76 m ²
建物面積	鉄筋コンクリート造平屋建 (一部 2 階建) 762.79 m ² 延べ床面積 1,318.39 m ²
建設費総額	428,245 千円
火 葬 炉	12 基 (本炉 11 基 (台車式)・小型炉 1 基)

3 火葬状況

(1) 平成 29 年度の火葬件数等

種 別		市 内 (件)	長与町 (件)	時津町 (件)	市 外 (件)	計 (件)	火葬場使用料 (千円)
遺 体	12 歳以上 (大人)	5,147	321	229	153	5,850	38,772
	12 歳未満 (小人)	13	1	0	2	16	96
	小 計	5,160	322	229	155	5,866	38,868
死 産 児		79	8	4	13	104	312
肢体・埋葬遺骨・臓器		556	24	14	50	644	1,688
産 汚 物 ※		180	0	0	0	180	360
計		5,975	354	247	218	6,794	41,228

※「産汚物」とは、出産に伴い排出された胎盤等をいう。

(2) 火葬件数の推移

(単位：件)

種別	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
遺 体	5,614	5,624	5,502	5,741	5,866
その他	1,070	856	838	861	928
計	6,684	6,480	6,340	6,602	6,794

4 長与町、時津町の負担金について

平成 17 年 1 月 4 日の市町村合併などに伴い広域圏事業を廃止したことにより、2 町の取り扱いについて協議を行い、火葬場使用料は合併後も引き続き市内料金を適用することとし、負担金の計算方法について見直しを行った。

	合併前	合併後
火葬場使用料	市内料金を適用	市内料金を適用
負担金の計算方法	燃料負担金＋定額負担金＋工事負担金	前々年度の火葬場決算総額（人件費を含み、国庫補助金・交付金を除く。）を基にした火葬実績按分額から、町民が長崎市に支払った使用料の総額を除いた額

【負担金の推移】

(単位：千円)

年度 区分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
長与町	5,781	6,201	7,044	7,911	8,955
時津町	4,715	4,782	5,569	5,763	6,315
計	10,496	10,983	12,613	13,674	15,270

5 長崎市葬祭費補助金

高島火葬場及び池島火葬場を平成 19 年 3 月に廃止したことに伴い、両地区住民の負担増に対し補助を行っているが、平成 27 年度から利用実態に即した制度の見直しを行った。

【補助対象者】

下記①及び②のいずれにも該当する者に補助を行う。

- ① 死亡者の住民票が、高島町又は池島町にある者
- ② 遺体を両町からフェリー又は救急艇で搬送する者

※ 平成 26 年度までは、「高島町又は池島町で葬儀を行う者」を要件としていた。

【支給実績】

(単位：件)

年度 区分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
高島町	0 (7 人)	0 (9 人)	1 (8 人)	1 (10 人)	1 (10 人)
池島町	0 (1 人)	0 (2 人)	0 (1 人)	0 (0 人)	0 (2 人)

6 火葬場予約システムの導入

もみじ谷葬斎場における集中時の火葬炉待ちを解消し、故人との心安らかなお別れができる雰囲気と時間を確保するため、火葬場予約システムを、平成 28 年度から導入しているが、時間帯ごとの参列者が分散し、混雑の解消が図られている。